

## 【契約書別紙】

<令和2年4月1日現在>

○ 担当介護支援専門員：氏名：..... 連絡先：0422-43-8122

○ 料金

居宅介護支援の利用料は、法定代理受領により、当事業所に対し、介護保険給付が支払われる場合、利用者の自己負担はありません。居宅介護支援又は予防介護支援の利用料は、下記の通りです。

介護予防支援...要支援1・2の場合：4,762円/月

居宅介護支援...要介護1・2の場合：11,679円/月

要介護3～5の場合：15,171円/月

初回加算：新規に居宅サービス計画又は介護予防サービスを作成した場合、もしくは要介護度状態区分の2段階以上の変更認定を受けた場合、3,315円/月を加算。

入院時情報連携加算(Ⅰ)：入院後3日以内に、医療機関の職員に必要な情報を提供（提供方法は問わない）した場合、2,210円/回を加算。

入院時情報連携加算(Ⅱ)：入院後7日以内に、医療機関の職員に必要な情報を提供（提供方法は問わない）した場合、1,105円/回を加算。

退院・退所加算（Ⅰ）イ：医療機関・介護保険施設の職員から、利用者に係る必要な情報の提供

をカンファレンス以外の方法により、1回受けた場合、4,972円/回を加算。

□退院・退所加算（Ⅰ）ロ：医療機関・介護保険施設の職員から、利用者に係る必要な情報の提供  
をカンファレンスにより、1回受けた場合、6,630円/回を加算。

□退院・退所加算（Ⅱ）イ：医療機関・介護保険施設の職員から、利用者に係る必要な情報の提供  
をカンファレンス以外の方法により、2回以上受けた場合、6,630円/回を加算。

□退院・退所加算（Ⅱ）ロ：医療機関・介護保険施設の職員から、利用者に係る必要な情報の提供  
を2回以上受け、内1回以上はカンファレンスによる場合、8,287円/回を加算。

□退院・退所加算（Ⅲ）：医療機関・介護保険施設の職員から、利用者に係る必要な情報の提供を  
3回以上受け、内1回以上はカンファレンスによる場合、9,945円/回を加算。

□小規模多機能型居宅介護事業所連携加算：小規模多機能型居宅介護事業所の利用を開始する  
際に、利用者に関する必要な情報を提供し、居宅サービス計画等の作成に協力した場合、3,315円/  
月を加算。

□看護小規模多機能型居宅介護事業所連携加算：看護小規模多機能型居宅介護事業所の利用を開始  
する際に、利用者に関する必要な情報を提供し、居宅サービス計画等の作成に協力した場合、3,315  
円/回を加算。

□緊急時等居宅カンファレンス加算：病院又は診療所の求めにより、病院又は診療所の職員と一緒に  
利用者宅を訪問し、カンファレンスを開催し、サービス等の調整を行った場合、2,210円/回を加算。

介護保険の適用の場合でも、保険料の滞納等により、法定代理受領ができなくなる場合があります。その場

合は、一旦1ヶ月当たり上記の料金を戴き、サービス提供証明書を発行いたします。サービス提供証明書を後日三鷹市健康福祉部高齢者支援課の窓口へ提出しますと、差額の払い戻しを受けることができます。

○ 相談・要望・苦情等の窓口

居宅介護支援に関する相談・要望・苦情等は、担当介護支援専門員へ下記窓口までお申し出下さい。

当事業所の受付窓口：弘済ケアセンター事務室 0422-43-8122

受付時間：月～土曜日（祝祭日を除く）9：00～17：00

その他、当事業所以外に、下記の苦情窓口に相談することができます。

三鷹市 健康福祉部 介護保険課 事業者指導係 電話：0422-45-1151

東京都国民健康保険団体連合会 苦情相談窓口 電話：03-6238-0177

<事業所名> 「弘済ケアセンター指定居宅介護支援事業所」（東京都1373600079号）

<所在地> 東京都 三鷹市 下連雀 5-2-5

<代表者名> 理事長 羽井佐利彦 印

上記内容の説明を受け、了承しました。

令和 年 月 日

利用者

住 所 .....三鷹市.....

氏 名 ..... 印

家族代表

住 所 .....

氏 名 ..... 印

(利用者との続柄： )

家族以外の代理人

住 所 .....

氏 名 ..... 印